

100 明治12年4月21日 菊池長閑宛

第六号 明十二
四月廿一日 (長閑注記)

第二号 (二月廿一日付三月廿七日横浜出) 今日達す写真目鏡ハ
帰朝之節持參致す様心懸可申阿よし離縁になりたる由誠に痛入
たり父君の胸中を察し上るれハ猶更憂事なり當國にてハ男女の
交り繁く日本眼にハ可笑敷様なれ共若男ハ若女の友となる事有
触にて猶男と男の友達となる如く誰も怪ぬ風俗なれハ男ハ女を
見舞談話もし遊び事もなし文通もする事にて相互の性合氣質等
も及丈ハ知合ふなり女友達の中気に合ふ者あれハ其婦人とハ猶
更深く交り能知合たる上にて始ていひな付し互の都合により四
五月より一二年の後に至り婚姻する風なり斯深く交り互に能知
合て後夫婦と成ても離縁となる事適にあるなれハ日本にて離縁
の多ハ怪に足らす扱右の如くいひ名付する時ハ男の年齢ハ廿以
上女ハ十八歳以上なれハ各了見も定りたる時なり十六七にてい
ひ名付する男女もあれ共諸人ハ子供の考ハ今に変るなれハ當に
成らすと云ふ艶て廿歳前後にて止になる事多しいひ名付して直
に婚礼セぬ訳ハ男女共其後も各働き男ハ妻子を養ひ一家を立る
見込の付たる所にて始て婚する故なり妻子を養ふ丈の入金なく
て父母の身上杯を当にして婚礼ハ勿論いひ名付しても諸人ハ後
ろ指をさすなり斯婚すれハ父母の家にハ住す別に一家を買求る

か借るか又子供のなき間ハ宿屋或寄留家に住むなり是男に一家
を持丈の力か力なく共充分の産を得見込聰と付て無れハならぬ
所以なり扱之を日本の風俗に照セハ相違は云すと分明なり當國
にて男女自ら為事をハ日本にてハ其父母の世話する事なり父母
ハ銘々の子の為めを思ふ事深く且年來の経験もあれハ若男女の
〔性質〕為人両家の様等を知り分る事中々若き者の及はぬ所〔な
れ〕あり此分ハ日本の風當國の俗に勝るか如し然し父母ハ主と
なり若者ハ客となる様ハ穩ならず父母一女子を撰ミ時々其家に
呼寄女の為人愈評判の通なるかを吟味し息子に彼女を妻として
ハ如何を問合す息子ハ年寄の云ふ事ハ何ても可然と思ひ貌形さ
へ嘉れハ承知す又貌形も余り自分の気に入ね共父母の存意に背
を嫌ひ且彼は撰嫌するハ恥いなれハ先ハ承知す然し爰にてハ父
母ハ主にて息子ハ客なり加之夫婦の親睦ハ男女の人柄のミにあ
らす其性合氣性にも依る事な〔れ〕るか此儀ハ男女同士交りて見
ねハ分らぬ事にて父母と雖モ思ふ様に知兼るなり然しながら男
女共未タ弱年なれハ互の性合を弁事ハ扱置互に詞云かはすも恥
かる位〔なり〕にて何事も人任せにて婚礼し時立て見れハ余り
好敷女(又ハ男)ならず又性の合ぬを悟り父母の死後迄待兼れ
ハ直様妻を疎み離縁しよかしに身振すると云ふも父母の貰呉た
る妻なれハ嫌と云出を不考の如く心得れハなり此時も矢張父母
ハ主となつて離縁さする是と云ふも詰りいひ名付や婚姻の早過
るより起るなり妻たるべき女人柄や性合を弁兼位なれハ男に
ハ父たり一家の頭となるの量なく妻子を養ふべき力もなく見込
もなし女にハ母たるの量なく乳を呑する外ハ子供の育て方をも

正く知らす幸に父母に貯あれハこそ其脛をかぢりて日を送へけれ共斯の如き夫婦ハ逆も自分共の口を養丈も独手に出来〔抹消〕し兼る次第徳川支配〔中〕に永代扶持を貰ひ二本指たる時代にハ兎もあれ今日銘々其力に食ねは成ぬ浮世にハ添ぬ風俗と云へし然れハ早縁組ハ夫婦偕老の主意にも一家相続の為にも害ありて益なきか如し諺に廿五の晩迄ハ成長すると云ふも人間廿を超迄ハ体格全く不構骨肉全く堅らぬを云ふなるへし近世男女共混合の出来る年齢に至さへすれハ夫を相図に婚姻する者多し去共十五六歳の男女ハ縦令混合し得と雖骨肉柄未タ全らす盛に成長する者共にて有丈の精氣ハ皆身体の成長を助へきに男も去事なから女ハ殊に妊娠〔マヤ〕すれハ其精血を子に分ねハ成す分つ時ハ自分の成長を妨るのみならず不充分の体より充分の精血を分ち与られねハ生たる子も胎内に在時より充分の養育を受す左すれハ勝たる子の生へき様なし日本人体骨の小弱なるも一つハ之に依へしきれの方角に往ても早婚姻の利徳ハ見得す只父母たる者ハ息子に嫁を持すれハ安心し娘を嫁に遣れハ氣を休む右の安心氣休めを早く得度より早く嫁の遣取をするなるへし去共上に述る所か本統〔マヤ〕なり安心所か却て心配の基なるへし縦令氣休めあり共只暫時の間に詰り氣ヶねとなる所謂楽短して後悔長きに至る往者ハ追すとやらにて過去ハ兎もあれ私共初め後來人の父母たる者ハ此等の事に能目を注ねハ成ぬ様覚ゆ今は物事善方にしろ悪方にしろ変り行世の中なれハ其流に隨て行ねハ溺れるに近し今ハ移り變りの初めなれハ変動も多く又著しく眼に見ゆれ共世の中落付に隨ひ右等の風俗も宜程に定るへし今ハ徳川時代の定規ハ

当ら〔ね〕れす左なから此と定りたる天下一般の風俗もなし六ヶ敷浮世なれ共〔又〕亦面白き世の中なり祖母君母君等當國婦人の形振を見られハ樂まるへしと存し此間より繪入新聞を送上了たる苦請取れたるや早く氣か付ハ宜りしに自分修業の為のミを思ひ他人の事にハ氣を掛す少し我儕なりしを悔ゆ此他何そ好まるゝ物ありて書生の為知上げ送り上らるゝ時ハ宜程に取計へけれハ問合せられたし當年ハ殊の外時候後にて去る十九日朝にハ大雪降なりし

尊父君

武夫

(長閑注記)

「五月廿八日達日數卅八ヶ日
六月十九日此方第六号ヲ以返書」